

名張市耐震シェルター設置事業費補助金

1. 目的

近年、大規模な地震が多く発生し、近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守り、安全確保の促進を図るため、木造住宅への耐震シェルター等の本体及びその設置に要する費用に対し補助を行い、倒壊による人的被害を未然に防止します。

2. 対象者

名張市内の対象住宅の所有者、または所有者の承認を得た者

3. 対象住宅

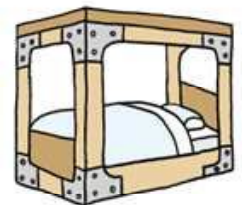
次の①～⑦のいずれにも該当する住宅

- ① 耐震診断の結果が、評点0.7未満（倒壊する危険性が高い）であること
- ② 昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅であること
- ③ 3階建て以下であること
- ④ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ⑤ 木造住宅で、在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法の住宅
（プレハブ工法、丸太組工法（ログハウス）は対象になりません。）
- ⑥ 現に居住している又は居住が見込まれる個人が所有する住宅であること
- ⑦ 木造住宅耐震補強等事業費補助金及び耐震シェルター設置事業補助金の交付を受けていない住宅

4. 対象事業

対象住宅の1階部分に対象となる耐震シェルターを設置するもの

※対象となる耐震シェルターは一覧表を参照



耐震シェルター（ベッド）

5. 補助金の額

耐震シェルターの購入及び設置に係る費用の額（最高50万円 県1/2、市1/2）

※住宅1戸につき1基又は1台分に要する設置費用に限る。

※耐震シェルター設置に必要不可欠な工事と判断される場合は、床下の補強費用、既存物の解体及び復旧費用についても補助対象となります。

6. 補助金の代理受領制度

名張市が交付する補助金を申請者に代わり市から直接設置事業者へ交付する制度です。制度を利用することにより、申請者は設置に係る費用から補助金を差し引いた額（自己負担額）を支払っていただくだけで済みます。（費用を準備する負担が軽減されます。）

※この制度を利用いただく場合は、申請者と設置事業者が合意のうえで利用してください。